

# 私学共済からのお知らせ

Vol. 2\_2 令和6年2月19日

特に甚大な被害のあった地域の皆様に向けた、災害見舞金等の早期支払などの特例的な対応についてお知らせいたします。

## I 災害見舞金等の「早期支払」を実施します

災害見舞金・災害見舞金付加金・災害見舞品（災害見舞品に代えて3万円）を早期に支払う処理を行います。

### ● 必要な書類

- ① 災害見舞金・災害見舞金付加金請求書（災害見舞品はこの手続きで併せて支給します）  
【HP「令和6年能登半島地震への対応」からダウンロードできます。】
- ② 災害状況明細書【HPからダウンロードできます。】
- ③ 市区町村長又は消防署長の「り災証明書」

※この他にも書類が必要となる場合があります。

## II 金沢市で災害見舞金等の請求受付・審査を行います

- ・ 対面による災害見舞金等のご請求、ご相談のニーズにお応えするため、下記の会場を開設いたします。
- ・ 書類が整っている場合はその場で受付が完了し、早期支払につながります。
- ・ 請求のための必要書類は上記Iと同じです。

※ 加入者ご本人様以外の方が来場する場合は、来場する方の身分が確認できる運転免許証等及び請求手続きに関する委任状が別途必要です。

日 時	会 場
3月19日（火） 10:00~17:00	石川県地場産業振興センター 本館1階 第7研修室 金沢市鞍月2丁目1番地 Tel: 076-268-2010 ※ 会場のHP <a href="https://www.isico.or.jp/site/jibasan/">https://www.isico.or.jp/site/jibasan/</a>
3月20日（水）春分の日 10:00~17:00	

※ 災害見舞金等の給付は、当日来場されなくても請求することができます。共済事業本部に上記Iの請求手続きをしていただくことにより、早期支払等につながります。

『私学共済からのお知らせ Vol. 1』に災害見舞金等の概要を掲載しています。合わせてご覧ください。

[https://www.pmac.shigaku.go.jp/annai/news/saigai/noto/aidf24000000pzic-att/k\\_saigai\\_noto\\_leaflet\\_ninkei\\_2024.pdf](https://www.pmac.shigaku.go.jp/annai/news/saigai/noto/aidf24000000pzic-att/k_saigai_noto_leaflet_ninkei_2024.pdf)



私学共済からのお知らせ Vol. 1

この他にも令和6年能登半島地震により被災された皆様への私学共済制度の取扱いを、私学共済ホームページ（<https://www.pmac.shigaku.go.jp>）に掲載しています。トップページの「令和6年能登半島地震への対応（共済業務）」からお入りいただくか、「私学共済 能登半島地震」で検索してください。



私学共済ホームページ（トップ）

記載事項の詳細等に係るお問い合わせ先

◇日本私立学校振興・共済事業団 共済事業本部

〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5

TEL 03-3813-5321（代表）

◇名古屋ガーデンパレス共済業務課

〒460-0003 愛知県名古屋市中区錦3-11-13

TEL 052-957-1388